



平成 27 年 1 月 9 日  
内閣府（防災担当）

## 平成 26 年度補正予算案について

本日、臨時閣議において補正予算案を決定しました。  
内閣府防災関係の具体的内容は次のとおりです。

### ○ 災害発生時の防災体制・対応力強化

5. 9 億円

#### ① 中央防災無線網等の整備

（4. 4 億円）

中央防災無線網地上系無線通信回線のバックアップ用に整備している可搬型衛星通信設備について、指定行政機関（5 機関）及び指定公共機関（4 機関）に整備するなど、大規模災害発生時の通信、情報収集機能を確保する。

#### ② 現地対策本部設置に係る施設の改修

（1. 1 億円）

南海トラフ巨大地震発生時に、愛知県内に、政府の現地対策本部を設置できるように、建築改修工事等を実施する。

#### ③ 物資調達・輸送調整等支援システム等の強化

（0. 5 億円）

被災地へ支援物資を迅速・円滑に供給するため、官民が連携して物資調達・供給を行えるよう、物資調達・輸送調整等支援システムを強化（都道府県等へのネットワーク拡張等）する。

### ○ 災害救助関係経費

5. 6 億円

今年度が発生した災害に伴い、災害救助等の事業に関して必要となる経費

・ 災害救助費等負担金

（3. 3 億円）

・ 災害弔慰金等負担金

（2. 3 億円）

#### <本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（総括担当）付

企 画 官 馬場 純郎

参事官補佐 高橋 英美

参事官補佐 亀田 直人

TEL : 03-3501-5408（直通） FAX : 03-3503-5690

- 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震や土砂災害、火山災害など多様な災害発生時の防災体制・対応力の強化。
- 災害時における情報通信網の確保及び体制の整備や被災地へ支援物資を円滑に輸送するための仕組みを早急に構築。

## 事業概要

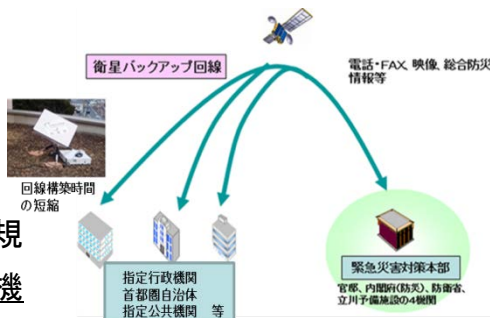
### ○ 中央防災無線網等の整備

国家の業務継続体制確保のため、中央防災無線網による確実な通信確保が急務

- ・ 指定行政機関 5 機関・指定公共機関 4 機関に、地上系中央防災無線網設備のバックアップとして、可搬型衛星通信設備を整備

- ・ 発災時の政府現地組織の活動充実のための携帯型防災情報共有端末の整備

- ・ 大規模地震や原子力事故など大規模複合災害に備えるための関係機関との情報共有体制の整備 等



### ○ 現地対策本部設置に係る施設の改修(名古屋合同庁舎第2号館)

南海トラフ地震発生時における中部圏の災害対応活動を円滑に実施するための現地対策本部の機能を整備



### ○ 物資調達・輸送調整等支援システム等の強化

被災地へ支援物資を迅速・円滑に供給するため、官民が連携して物資調達・供給を行えるよう、物資調達・輸送調整等支援システムを強化(都道府県等へのネットワーク拡張等)

## 期待される効果

### ○ 大規模地震発生時の通信網の確立及び情報収集機能強化

- ・ 庁舎損壊などにより地上系通信回線が利用できないときに、衛星通信回線により緊急時の迅速な通信確保が可能

- ・ 政府現地対策本部、政府調査団派遣先など被災地の政府現地組織において、防災情報ネットワークの円滑な運用を行うことができ、迅速な情報伝達が可能

- ・ 大規模複合災害時における関係機関との円滑な連携及び情報共有の強化

### ○ 現地対策本部の効率的かつ円滑な災害対応

- ・ 大規模災害時に設置される現地対策本部の適切かつ迅速な初動対応が可能

### ○ 物資調達・供給の仕組みの強化

- ・ 災害発生時の物資調達の仕組みを構築し、運用のためのシステムを整備することで、被災地への円滑かつ確実な物資の供給が可能

## 防災対策による経済効果

- 情報・通信機器関連製造業における生産額が向上し、需要・雇用の創出などの経済効果に寄与

# 災害救助費等負担金

平成26年度補正予算案 3.3 億円

内閣府  
政策統括官（防災担当）

## 事業概要・目的・必要性

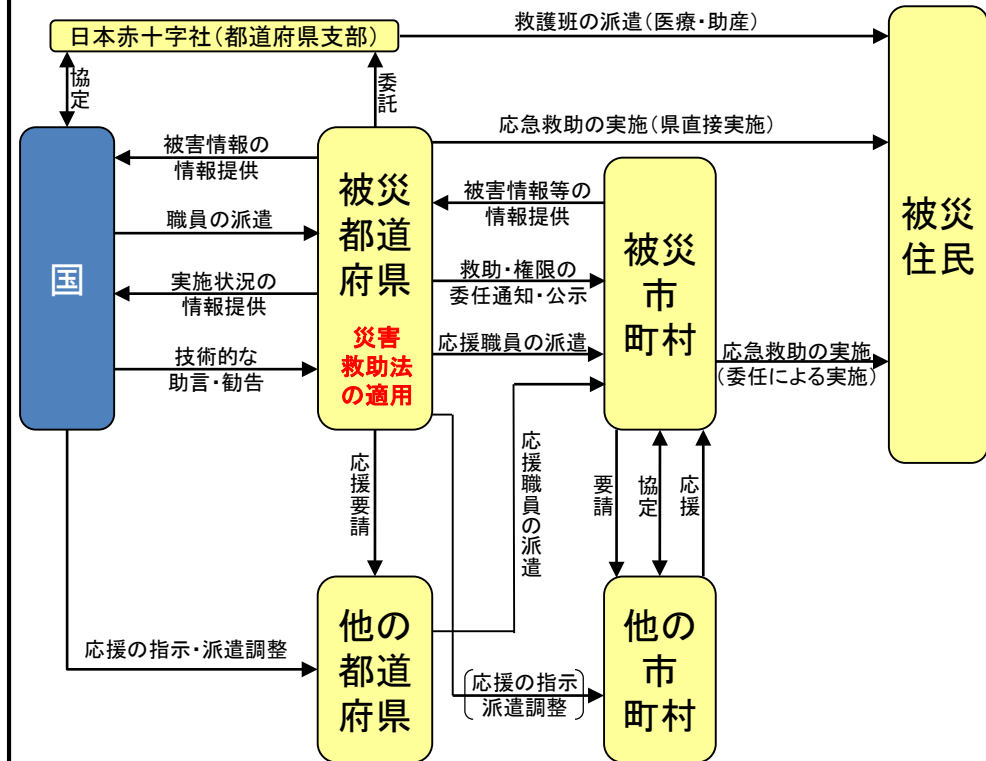
### ○ 災害救助費負担金

一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事が災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について補助（被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から約9割を国庫負担）を行います。

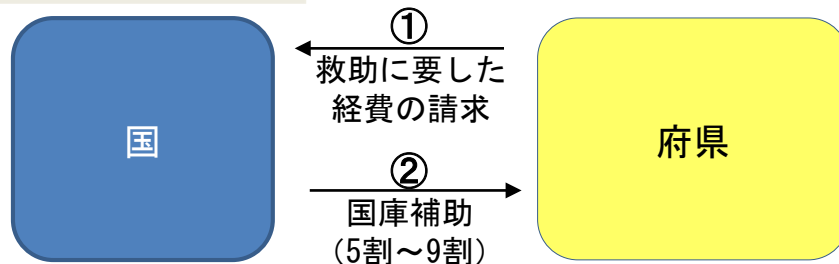
救助の種類等は以下のとおりです（法第4条）

- ・ 避難所の設置
- ・ 応急仮設住宅の供与
- ・ 食品の給与
- ・ 飲料水の供給
- ・ 生活必需品の給与・貸与
- ・ 医療・助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 遺体の搜索・処理
- ・ 障害物の除去

## 事業イメージ・具体例



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ります。

# 災害弔慰金等負担金

平成26年度補正予算案 2.3 億円

内閣府  
政策統括官（防災担当）

## 事業概要・目的・必要性

災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡された者の遺族に対して弔慰金、又は重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が1/2（都道府県1/4・市町村1/4）補助を行います。

### 1. 災害弔慰金

#### ○支給対象遺族

- ①配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ②上記①の遺族がいない場合に兄弟姉妹  
（死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）

#### ○支給金額

- ①支給遺族の生計維持者が死亡した場合 500万円
- ②その他の者が死亡した場合 250万円

### 2. 災害障害見舞金

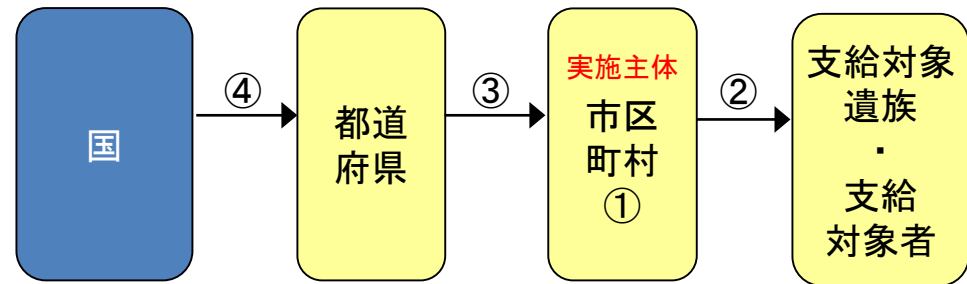
#### ○支給対象者

重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

#### ○支給金額

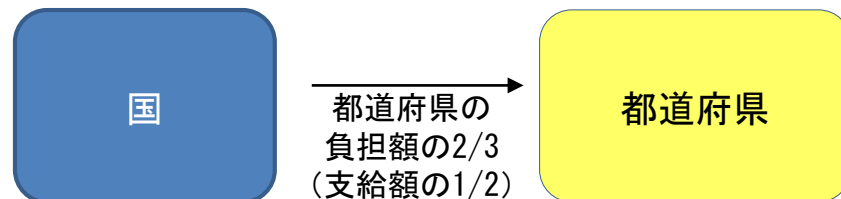
- ①生計維持者 250万円 ②その他の者 125万円

## 事業イメージ・具体例



- ①被害の状況・遺族の状況等、必要な調査の実施
- ②災害弔慰金・災害障害見舞金の支給
- ③災害弔慰金・災害障害見舞金に市町村が要する費用の3/4を負担
- ④都道府県が負担する額の2/3を負担

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 自然災害により死亡した者の遺族に対し、弔意のために災害弔慰金を支給するとともに、自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けたものに対し災害障害見舞金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することとなります。